

市税納税通知書等封入封かん作業業務委託仕様書詳細

委託内容及び封入封かんについて

(1)市県民税（普通徴収）

①-① 市民税・県民税・森林環境税納税通知書（納付書納付）

ア) ブッキング等

- 印刷済みの連続帳票をカットする。
- カットした帳票のうち、A～D 及び F までを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）
- 製本した帳票に E 及び G～J までを取り合わせる。（K, L は抜き取り。E, G～J が「*」表示の場合、抜き取りを行う。）
- E, G～J が「*」表示の場合、「F. 領収証書保存台紙」を抜き取り。

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 課税明細 1	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 課税明細 2	D. 課税明細 3	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	E. 納付書	F. 領収証書保存台紙	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	G. 納付書	H. 納付書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	I. 納付書	J. 納付書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	K. 白紙	L. 白紙	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ア) において、ブッキング等行った帳票にチラシを封入封かんする。
- 「口座振替勧奨チラシ（A 4 の 1 / 3）」：一般分のうち、納入書有分の対象者に同封
- 「口座振替依頼書（A 5、複写式用紙（表紙+記載部 3 枚の計 4 枚））」：全てに同封（要半折）
- 「市県民税関連チラシ（A 4 の 1 / 3）」：全てに同封
- 封筒については、納付書有分は区内特別（市県民税（納付書在中））に封入封かんする。
- 年金特徴のみ分は区内特別（市県民税用）に封入封かんする。

① -② 市民税・県民税・森林環境税納税通知書（口座振替・年金特徴用）

ア) ブッキング等

- 印刷済みの連続帳票をカットする。
- カットした帳票、A～D までを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 課税明細 1	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 課税明細 2	D. 課税明細 3	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ・ア)において、ブッキング等行った帳票にチラシを封入封かんする。
- ・「市県民税関連チラシ（A4の1／3）」：全てに同封
- ・封筒については、区内特別（市県民税用）に封入封かんする。

(2) 市県民税（特別徴収）

②-① 個人市民税・個人県民税・森林環境税 納入書

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票を事業所単位に6月から5月の12枚と予備2枚の計14枚をホッチキスにより製本する。
- ・納期特例事業所分については、11月分、5月分と予備2枚の計4枚をホッチキスにより製本する。

②-② 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票を事業所単位に取り合わせする。（事業所ごとに枚数は不規則。）

②-③ 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票を圧着加工及びカットする。
- ・カットした帳票を事業所単位に取り合わせする。（事業所ごとに枚数は不規則。）

②-④ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知関係書類

イ) 封入封かん

- ・「②-①、②-②、②-③」を名寄せし、封入封かんする。
- ・「個人市民税・個人県民税特別徴収の手引き」：全てに同封
- ・「②-①個人市民税・県民税 納入書」については、帳票がない事業所がある。（納付書不要の事業所）
- ・「②-①個人市民税・個人県民税 納入書」について、税額=0円は抜き取りを行う。
- ・「②-③市・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」について、帳票がない事業所がある。（納税義務の者用通知電子化の事業所）

(3)固定資産税・都市計画税

③-① 固定資産税・都市計画税納税通知書（納付書納付用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票のうち、A～F及びHまでを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）
- ・製本した帳票にG及びI～Lまでを取り合わせる。（J～Lが「*」表示の場合、G及びJ～Lの抜き取りを行う。）

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 課税内容	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 課税明細 1	D. 課税明細 2	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	E. 課税明細 3	F. 課税明細 4	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	G. 全期納付書	H. 領収証書保存台紙	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	I. 第1期納付書	J. 第2期納付書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	K. 第3期納付書	L. 第4期納付書	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ・ア)において、ブッキング等行った帳票にチラシを封入封かんする。（「C. 課税明細」が「*」表示「別紙明細」となっている分については、③-④にて別途指示事項あり。）
- ・「口座振替勧奨チラシ（A 4 の 1 / 3）」：全てに同封
- ・「空き家対策チラシ（A 4 の 1 / 3）」：全てに同封
- ・封筒については、たつの市内住所：区内特別、たつの市以外の住所：料金後納に封入封かんする。

③-② 固定資産税・都市計画税納税通知書（口座振替用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票、A～Fまでを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 課税内容	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 課税明細 1	D. 課税明細 2	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	E. 課税明細 3	F. 課税明細 4	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ・ア)において、ブッキング等行った帳票にチラシを封入封かんする。（「C. 課税明細」が「*」表示「別紙明細」となっている分については、③-④にて別途指示事項あり。）
- ・「空き家対策チラシ（A 4 の 1 / 3）」：全てに同封
- ・封筒については、たつの市内住所：区内特別、たつの市以外の住所：料金後納に封入封かんする。

(3)-③ 固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票、A～Fまでを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 課税内容	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 課税明細 1	D. 課税明細 2	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	E. 課税明細 3	F. 課税明細 4	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ・ア) において、ブッキング等行った帳票を封入封かんする。（「C. 課税明細」が「*」表示「別紙明細」となっている分については、③-④にて別途指示事項あり。）
- ・封筒については、たつの市内住所：区内特別、たつの市以外の住所：料金後納に封入封かんする。

(3)-④ 課税明細書

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットし、紙折を行う。
- ・上記の課税明細書を上記「③-①」「③-②」「③-③」のうち、「C. 課税明細」が「*」表示「別紙明細」となっている分に課税明細書を名寄せの上差し込みのみ行う。（納税義務者によって枚数不規則。）

(4)国民健康保険税

④-① 国民健康保険税 納税通知書（納付書納付用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票のうち、A～F, Pまでを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）※G～Oすべてが白紙の場合、Pは抜き取る。
- ・製本した帳票にG～Oまでを取り合わせる。（G～Oのうち、白紙の帳票は抜き取る。）

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 賦課明細書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 賦課明細書 2	D. 個人明細書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	E. 個人明細書 2	F. 変更理由	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	G. 全期納付書	H. 第1期納付書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	I. 第2期納付書	J. 第3期納付書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	K. 第4期納付書	L. 第5期納付書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	M. 第6期納付書	N. 第7期納付書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	O. 第8期納付書	P. 領収証書保存台紙	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ・ア) において、ブッキング等行った帳票にチラシを封入封かんする。
- ・「国保税お知らせチラシ（B 4 横）」：全てに同封
- ・「国保税お知らせチラシ（B 4 横）」：全てに同封（要紙折。横1／2、縦1／3）
- ・封筒については、区内特別（国民健康保険税（納付書在中））に封入封かんする。

④-② 国民健康保険税 納税通知書（口座振替用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票、A～F, GもしくはHまでを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）※全期前納の場合はG、期別の場合はH。

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 賦課明細書	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 賦課明細書2	D. 個人明細書1	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	E. 個人明細書2	F. 変更理由	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	G. 口振納入通知書（前納）	H. 口振納入通知書（期別）	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ・ア) において、ブッキング等行った帳票にチラシを封入封かんする。
- ・「国保税お知らせチラシ（B 4 横）」：全てに同封（要紙折。横1／2、縦1／3）
- ・封筒については、区内特別（国民健康保険税用）に封入封かんする。

④-③ 国民健康保険税 納税通知書（年金特徴用）

ア) ブッキング等

- ・印刷済みの連続帳票をカットする。
- ・カットした帳票、A～Fまでを取り合わせの上、左側をのり付けし、製本する。（のり付けが難しい場合はホッチキス可。）

<input type="radio"/>	A. 宛名欄	B. 賦課明細書1	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	C. 賦課明細書2	D. 個人明細書1	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	E. 個人明細書2	F. 変更理由	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	G. 白紙	H. 白紙	<input type="radio"/>

イ) 封入封かん

- ・ア) において、ブッキング等行った帳票にチラシを封入封かんする。
- ・「国保税お知らせチラシ（B 4 横）」：全てに同封（要紙折。横1／2、縦1／3）
- ・封筒については、区内特別（国民健康保険税用）に封入封かんする。